

永住権の厳格化に反対する声明

2026 年 8 月 30 日

NPO 法人中国帰国者の会

理事長 中村 洋

23 年 24 年入管法改悪、26 年在留手数料上限引上げ入管法改悪、「ゼロプラン強化」、経営管理ビザの厳格化などを含め入管庁による入管法実務運営は次々と改悪の一途。高市政権になってそれに拍車がかけている。今回は永住権の厳格化である。わたしたちは今回も以下の理由によりそれを反対する。

1 永住許可に関する法律の規定・・出入国管理及び難民認定法 22 条

在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

- 一 素行が善良であること。
- 二 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること。

すなわち、法律では「法務省令で定める手続」による申請をする、但し①「国益要件」②「素行が善良」③「独立生計要件あり」が永住許可の要件になる。

2 ガイドライン方式で具体化

この条文にかかる要件は、ガイドライン方式で具体化してきたし、今回もそうだ。

① の国益要件として以下

ア) 原則として引き続き 10 年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能 1 号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き 5 年以上在留していることを要する。

イ) 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること。

ウ) 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第 2 に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ) 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

3 今回のガイドライン「改定」案

本年8月4日、入管庁は前記永住許可の要件にかかる審査の考え方を、ガイドライン「改定」として具体的に示した。<https://www.moj.go.jp/isa/content/001467984.pdf>

まず、独立生計要件では、「現在および将来において、日本人と同等水準以上の経済条件を求める」と明記。収入は、世帯人数に応じた日本人世帯の平均を上回る水準に継続して達しているかを見る。加えて、将来の年金の受給見込み額が、その年収水準で30年間厚生年金に加入していた場合に相当するか—という将来の要素が新たに加わった。見込み額が足りない場合も補填できる金融資産があれば考慮され、若い申請者ほど求められる資産額は低く設定されるとしている。

国益要件では、日本語能力（CEFRでB1相当。日常的な話題を自立して扱える水準）、日本の制度への理解、学齢期の子の就学状況などが考慮要素として整理された。ただし日本語能力は、高度人材やその家族、日本で6年以上教育を受けた人などを対象外とする例外も設けられている。

日本人や永住者の配偶者などに認められてきた在留期間の特例も、婚姻期間3年から5年、在留期間1年から3年へと延ばされる。

4 入管庁の言い分・・・「生涯を過ごす地位ゆえ慎重に」

入管庁は完成案の中で、永住者について、在留活動や在留期間の制限がなく、生涯を日本で過ごすことが想定される「最も安定した法的地位」と位置づけ、「特に慎重な審査を行う必要がある」と明記。ガイドラインの目的は「(審査の考え方を示すことで) 永住を希望する外国人や、当該外国人と関係する日本人にとって永住許可の可否の予見可能性を高めるため」と説明し、あわせて、期間の制限のない永住は「我が国の発展に貢献することが期待できる外国人材を呼び込むためのインセンティブ」となり、国際的な人材獲得競争にも資するとした。国益要件についても、単に国益に反しただけでなく、「積極的かつ具体的に」申請する外国人の永住が、日本に利益をもたらす必要があるとしている。もっとも改定案は、公共の負担に関する評価では家族単位での在留の安定や人道的な配慮を重視して総合的に判断するとし、一律に不許可とする趣旨ではないとも記す。なお関連して同日示された永住取り消しのガイドライン案でも、対象は「一部の悪質な永住者」であり、適切に在留する大多数への偏見につながらないように慎重に運用するとされた。

政府は今年1月、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる社会をめざす「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を決定。基本的な考え方として、「我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す」ことが示され、「外国人の受入れ環境整備に向けた取組も実施していく必要がある」と指摘しており、今回のガイドライン見直しもその一環だ。

5 批判

その１・・・「ガイドラインと言いつつ立法と同じ」

10 年以上日本に滞在していることなどのガイドラインと同じように、入管法が求めるものを超えている。入管法は「独立の生計を営むに足る資産または技能」までであり、「日本人の平均年収超」や「30 年分の厚生年金相当」といった数値は条文にない。そもそも今回のガイドライン案はまず第 1 総論として過去のガイドラインにない全面的な新設である。そして、永住許可の判断について「その性質上、その裁量権の範囲は極めて広範なものです」「特に慎重な審査を行う必要があります」と記されている。そして判断の対象を「当該外国人の永住が積極的に日本国の利益になるか否か」と定義している。この「積極的に」という語は、第 2 の 5 (1) でさらに明確になり、原文には「国益要件にいう国益に合するものと認められるためには、単に国益に反しないという消極的なものにとどまらず、積極的かつ具体的に当該外国人の永住が日本国に利益をもたらす必要があります」とある。すなわち判断の枠組み自体が、消極要件から積極要件へと引き上げられた。これはガイドラインと言いつつ、入管が立法しているのと同じである。現行ガイドラインの独立生計要件は、「日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること」という一文にとどまり、世帯という単位も、年収の水準も書かれていない。しかし改定案はここに具体的な枠組みを新設するのである。

その２ 具体案に対する批判

年収要件であるが、従来は年収 300 万円程度で許可されていた。2024 年の平均年収は 575 万円であり、2 倍近くになる。しかも年収要件は本 2026 年 4 月に遡るとのこと。そして本年 2 月 24 日の永住許可ガイドライン改訂では、国益条件として「現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第 2 に規定されている最長の在留期間をもって在留していること」とされ、5 年の在留権者しか永住申請できない（「3 年を最長とみなす運用」が 2027 年 3 月 31 日をもって原則終了）。これらをみると、永住申請できる人は限られた層しかいなくなる。

公租公課の支払（第 2 の 5 (3)）については、「公租」を租税全般、「公課」を租税以外の負担金（公的医療保険、公的年金等）と定義したうえで、「申請時点において公租公課の未納がなかったとしても、過去に滞納処分を受けたことがあるなど、過去において適切に支払っていない状況が認められる場合も、原則として消極評価をします」としている。さらに「この考慮要素については、原則として同一生計世帯単位で審査を行います」と定めており、世帯の誰かの納付状況が影響することになる。

そして刑罰法令違反（第 2 の 5 (4)）については、拘禁刑や罰金刑を受けた者に加えて、少年法による保護処分（少年法第 24 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号、第 64 条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号を受けている者）も原則として消極評価の対象とされてい

る。

さらに、「公共の負担とならないこと」（第2の5（7））は新設項目であるが、注目すべきは、入管法22条2項ただし書などにより独立生計要件が免除される人（日本人・永住者・特別永住者の配偶者又は子など）についての記述（中国帰国者家族に關係する）である。原文は、これらについて「独立生計要件に適合していることは求められませんが」としつつ、「申請者の属する世帯が、現に公共の負担となっている場合や、そのおそれが現実的である状況にあり、そのような場合・状況に至ったことに特段の事情が認められない場合には、消極評価をすることがあります」とし、あわせて「本要素については、家族単位での在留の安定や、人道的な配慮の観点を重視して総合的に判断します」とも定められている。

6 中国帰国者の会から 歴史を踏まえて

中国帰国者家族は日本籍中国籍が混在している。国籍法の関係で中国残留孤児が父親である男性系二世は日本国籍、残留婦人など女性系二世は中国籍である。中国残留邦人が日本に引揚帰国できたのは敗戦から何十年も立ってからであり、帰国は国の責任とした「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」ができたのは敗戦後半世紀も経過した1994年である。その間中国残留邦人は当然ながら中国で家族ができる。**国はその家族の日本への永住受け入れも認め**、1993年には日中間で「口上書」を締結した。ここではそれら家族の日本への永住帰国後の支援を以下のように保障する。

同伴家族については「中国在住の家族（配偶者及び扶養する家族）が同伴して訪日し、日本に永住することを希望する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、そのために必要な措置を講じ、各種手続の便宜を図る。日本政府は、日本国内において、これらの家族の法律上の正当な権利を保護し、日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る。」（4項の（2））。呼び寄せ家族については「前記（1）により日本に永住する者の実子であって前記（2）にいう扶養する家族でない者（以下「扶養しない実子」という。）及びその家族（配偶者及び扶養する子）が永住する目的で訪日する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、当該扶養しない実子及びその家族に査証を発給する際に便宜を図り、日本におけるその法律上の正当な権利を保護する。」

こうした経緯をみれば**特別永住権者に準じた対応をすべき**と考えるが、少なくとも入管法の運用においては、入管事件で言及した福岡高裁判決（2005年3月7日）指摘の「日本国自身の過去の施策にその遠因があり、かつその救済措置の遅れにも一因があることが留意されなければならない」という視点が必要不可欠である。

しかし中国籍家族の在留権の多くは「日本人の配偶者等」「定住者」であって、生活保護を受けていると帰国時には3年だった在留期間が1年に短縮、というのが現状である。これは前記口上書に適っているのか、支援法に適っているのか??特に二世世代は生活保

護率が半数以上と高くその関係で在留権が不安定である。在留手数料が値上げすると1年更新だと毎年33,000円、3年更新だと3年に一度64,000円を支払うことになる。今回の永住権の厳格化により永住権取得は「夢のまた夢」である。

おわりに

冒頭に指摘した外国人政策の厳格化の根本には「外国人の人権という視点が皆無」であるというところから始まっており、今回のガイドライン案もそれである。その端的な例が日本の責任で生じたゆえに永住を受け入れた「中国帰国者の家族」の人権問題である。

入管法「改定」による「永住権の取消」同様、改定案の根底にある考え方は「生活力がなくなったら帰れと言うに等しく」、「使い捨ての思想」である。受け入れの経緯や歴史など顧みさえない。

今回のガイドライン案を公表する際、入管庁は国内の一部の永住外国人を対象に行った調査で、約1.96%が生活保護を受給していたことが判明、2024年度の国内全体の受給率（1.62%）と同水準で、永住許可について「独立の生計」などを要件とする現行の審査が十分に機能していない可能性があるとし、入管庁は同日、収入などの要件を厳格化したガイドラインの改定案を公表した。「異例の大幅改定の背景には、外国人の生活保護利用に対する反対論があった」<https://www.asahi.com/articles/ASV840D3PV84UTIL00KM.html>。世帯主が外国人の受給者（配偶者や子が日本人の場合も含む）は約6万5千人で、全体の3.24%だ。それでも外国人の生活保護受給には、与党や野党の一部から強い異論があがってきた。こうした状況も見逃せない。

本ガイドライン案は撤回すべきである。